

特許権	判決年月日	令和2年1月30日	担当部 知財高裁第3部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10157号	

○ 発明の名称を「重合性化合物含有液晶組成物及びそれを使用した液晶表示素子」とする発明についての特許無効審判請求を不成立とした審決について、特許性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条1項3号, 29条2項

(関連する権利番号等) 無効2014-800103号, 特許第5196073号

判決要旨

1 本件は、原告が、被告の特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が請求を不成立とする旨の審決をしたため、原告がその取消しを求めた事案である。

2 本判決は、甲1（国際公開第2010/084823号）を主引用例とする新規性及び進歩性欠如の無効理由は理由がないとした本件審決の判断について、要旨次のとおり判断して、本件審決を取り消した。

(1) 特許に係る発明が、先行の公知文献に記載された発明にその下位概念として包含されるときは、当該発明は、先行の公知となった文献に具体的に開示されておらず、かつ、先行の公知文献に記載された発明と比較して顕著な特有の効果、すなわち先行の公知文献に記載された発明によって奏される効果とは異質の効果、又は同質の効果であるが際立って優れた効果を奏する場合を除き、特許性を有しないものと解するのが相当である。

したがって、本件発明は、甲1に具体的に開示されておらず、かつ、甲1に記載された発明（甲1発明）と比較して顕著な特有の効果を奏する場合を除き、特許性を有しないところ、甲1には、本件発明に該当する態様が具体的に開示されていることは認められない。

そこで、本件発明が甲1発明と比較して顕著な特有の効果を奏するものであるかについて、以下検討する。

(2) 本件明細書の記載事項によれば、「本発明」は、①低い温度で長時間放置した場合でも析出することなくネマチック状態を維持すること、②粘度が低いため、液晶表示素子とした場合の応答速度が速く、3D表示などへの適用も可能であること、③均一かつ安定な配向制御が得られ、焼き付きや表示ムラ等が少ないか全くないことという効果を奏するものであり、この点に本件発明1の技術的意義があることを理解できる。

一方、甲1発明は、①広い温度範囲において析出することがない、②高速応答に対応した低い粘度である、③表示不良を生じない、という効果を同時に奏する液晶組成物であることから、本件発明と甲1発明は、上記三つの特性を備えた液晶組成物であるという点において、共通するものである。

そして、本件発明は、甲1の実施例で示された液晶組成物では到底得られないような効果（低温保存性の向上、液晶組成物の粘度、低粘度及び焼き付きや表示ムラ等が少ないか全くないこと）を示すものとは認められないので、本件発明が、甲1発明と比較して、格別顕著な効果を奏するものとは認められない。

(3) 以上のとおり、本件発明は、甲1発明と比較して顕著な特有の効果を奏するものではなく、特許性を有しないものと解するのが相当であるから、これに反する本件審決の判断には誤りがある。